

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月29日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人と同様に、A社入社前に、同社が運営するC学院に在籍しながら、同社D事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人より1年早い昭和43年3月29日に同事業所において資格を喪失している従業員のうち、同年4月1日に同社に入社しB事業所に配属された4人は、いずれも同社D事業所における資格喪失日と同日に同社B事業所において資格を取得していることが、オンライン記録により確認できることから、44年3月29日に同社D事業所において資格を喪失した後、同年4月1日に同社に入社しB事業所に配属された申立人についても、同社D事業所における資格喪失日と同日の同年3月29日に、同社B事業所において資格を取得した

ものと推認される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、これを確認できる資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月

国民年金の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、未加入となっていることが分かった。

しかし、私が20歳のころに、市の職員であった私の母親が、市役所から私あてに国民年金保険料の加入案内が郵送されてきたため、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと言っていたことを記憶しており、未加入ということは有り得ないので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月1日に払い出されていることが、オンライン記録により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる上、別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立期間のうち、平成3年2月の国民年金保険料について、自身が勤務する市の庁舎内にあった国民年金担当の窓口で、申立人の国民年金加入手続を行った際、交付された納付書により納付したと記憶しているところ、同市は、「国民年金の加入手続時に、納付書を交付できるようになったのは、平成5年4月以降であり、申立期間当時は、システム上、納付書を交付できなかった。」と回答している上、申立人の母親が記憶する申立期間の保険料納付額（月額1万3,300円）は、実際の保険料額（同8,400円）と相違している。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の兄についても、申立期間を含む昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで、国民年金に加入していないことが、オンライン記録により確認できるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
② 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①当時に勤務していたA事業所、申立期間②当時に勤務していたB事業所及び申立期間③当時に勤務していたC事業所について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時に異動はあったが、上記の事業所に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は既に解散している上、申立期間①当時の事業主の連絡先が不明であること、及び申立人は同事業所の同僚を記憶していない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、同事業所に勤務していたことが確認できる職員のうち、連絡の取れた二人は申立人を記憶していないとしていることから、申立人の勤務実態について確認できない。

また、A事業所の申立期間①当時の経理担当者及び社会保険事務担当者の連絡先が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間①当時のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人から提出された証言書には、申立人が、昭和20年4月から1年間、A事業所に勤務していたことを証明する旨記載されているが、当該証言書に氏名及び印のある女性一人は、「私が、若いころ、申立人がD村に住んでいた記憶があり、申立人から、A事業所の会長をしていた義父（既に死亡）の話を聞いたので、申立人が、時期は定かではないが、同事業所に勤務していたものと考えて証明した。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B事業所は、既に解散しており、申立期間②当時における同事業所職員の氏名が不明である上、申立期間②当時の同事業所の会長及び申立人が記憶している同事業所の同僚一人は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認できない。

また、B事業所が、厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は無い上、同事業所の申立期間②当時における賃金台帳等の資料を入手できない上、申立人は、申立期間②当時における同事業所の経理担当者及び社会保険事務担当者を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人から提出された証言書には、申立人が、昭和21年4月から1年間、B事業所に勤務していたことを証明する旨記載されているが、当該証言書に氏名及び印のある申立期間②当時における同事業所の会長の孫一人は、「申立人から、E村の村長をしていた私の祖父や近所に住んでいた役場職員の話聞いたので、B事業所に勤務していたものと思い証明した。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C事業所は、既に解散しており、申立期間③当時における同事業所職員の氏名が不明である上、申立人が記憶している同事業所の理事一人は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認できない。

また、C事業所が、厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は無い上、同事業所の申立期間③当時における賃金台帳等の資料を入手できない上、申立人は、申立期間③当時における同事業所の経理担当者及び社会保険事務担当者を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人から提出された証言書には、申立人が、昭和22年4月からF事業所移籍までの間、C事業所に勤務していたことを証明する旨記載されているが、当該証言書に氏名及び印のある者は、「申立人の勤務実態については知らない。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便により A 社（現在は、B 社）C 工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額が 2 万円になっていることに気付き、社会保険事務所（当時）に連絡したところ、11 万円に訂正されたが、その直前の期間における標準報酬月額（11 万 8,000 円）より低くなっている。

申立期間当時に、給与が下がった記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 C 工場における基本給は、申立人の主張どおり、申立期間を含め毎年昇給していることが、B 社から提出された申立人の人事記録（写）により確認できる。

しかしながら、申立期間当時における標準報酬月額については、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法の規定により、毎年 5 月から 7 月までの 3 か月間に受けた報酬（賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものであり、臨時に受けるもの及び 3 か月を超える期間ごとに受けるものを除く。）の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて決定することとされているところ、申立期間当時、A 社 C 工場に勤務していた事務員 1 人は、「申立人が勤務していた製造課の従業員は、残業があったので、時期によって、給与総支給額にある程度の増減があった。」と証言している。

また、B 社は、申立期間当時における A 社 C 工場の資料が残っていないことから、申立人に係る申立期間の報酬月額の届出額及び厚生年金保険料の控

除額について不明としているところ、生年月日が申立人と同年度であり、申立人と同様に、昭和46年3月にD社E工場に入社し、同年4月にA社C工場に出向していることがオンライン記録により確認できる23人のうち、申立期間当初の50年10月に標準報酬月額の時改定が行われている者21人について、標準報酬月額の推移を確認したところ、標準報酬月額が下がっている者が5人おり、このうち、4人は、申立人と同様に、標準報酬月額が11万8,000円から11万円に下がっていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、A社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間における標準報酬月額は11万円となっており、当該記録が訂正された形跡も見当たらない上、標準報酬月額は、昭和51年8月の随時改定により、13万4,000円（28等級）となっていることが確認できること、標準報酬月額の随時改定は、社会保険庁（当時）の通知に基づき、固定的賃金の変動するとともに、標準報酬月額が2等級以上上昇又は下降することとなる場合に実施することとされているため、上記随時改定直前の申立期間における標準報酬月額が、随時改定時の標準報酬月額13万4,000円（28等級）の1等級下の12万6,000円（27等級）であったとは考え難い。

加えて、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。